

お客さま各位

羽後信用金庫

インターネットバンキング利用規定の一部改正について

当金庫では、今般、個人ならびに法人インターネットバンキング利用規定を下記のとおり一部改正いたします。

なお、改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改正する利用規定

- (1) うごしん個人インターネットバンキング利用規定（ワンタイムパスワードサービス利用追加規定あり）
- (2) うごしん法人インターネットバンキング利用規定（ワンタイムパスワードサービス利用追加規定あり）

2. 改正日

令和3年3月22日

3. 改正内容

下記のとおり改正します。

- (1) うごしん個人インターネットバンキング利用規定（ワンタイムパスワードサービス利用追加規定あり）

A. うごしん個人インターネットバンキング利用規定

- (a) 第18条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等^{に下線を追加します。}

第18条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

(略)

4. 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

- (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - ①お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。
 - ②お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - ③お客様に重大な過失があった場合。
 - ④以下の当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合。
 - a. 端末に関し、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新すること。
 - b. 端末にインストールされている各種ソフトウェアで、メーカー等のサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を行わないこと。
 - c. 端末にセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで稼働すること。
 - d. 端末の盗取・紛失等を生じさせないよう安全に管理し、利用者権限を有する者以外による端末の操作を行わせないこと。
 - e. 端末を第三者に貸与・譲渡または担保差し入れしないこと。
 - f. パスワード等を厳格に管理し、定期的^にこれを変更すること。

- g. お客様の番号やパスワード等を端末に保存しないこと。
- h. 本サービスにおいて登録したアドレスが変更となった場合は変更登録を行い、当金庫が送信する電子メールが迷惑メール等として不着とならないよう必要な措置を講ずること。
- i. 端末の改造（システムファイルの改変等、いわゆるルート化を含む）等を行わないこと。

(b) 第20条 解約等¹に下線を追加します。

第20条 解約等

(略)

3. サービスの強制解約

お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。

この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。

- (1) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき。
- (2) 住所変更の届出を怠る等により、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
- (5) 相続の開始があったとき。
- (6) 番号等の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。
- (7) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (8) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (9) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。
- (10) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。
- (11) お客様カードが不着等で返戻された場合。

(c) 第23条 規定の変更等²を下線のとおり変更します。

第23条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ当金庫所定の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

B. ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

第12条 規定の変更等³を下線のとおり変更します。

第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ当金庫所定の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

(2) うごしん法人インターネットバンキング利用規定（ワンタイムパスワードサービス利用追加規定あり）

A. うごしん法人インターネットバンキング利用規定

(a) 第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等⁴に下線を追加します。

第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

(略)

4. 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

- (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

①～④（略）

⑤以下の当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合。

- a. 端末に関し、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新すること。
- b. 端末にインストールされている各種ソフトウェアで、メーカー等のサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を行わないこと。
- c. 端末にセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで稼働すること。
- d. 端末の盗取・紛失等を生じさせないよう安全に管理し、利用者権限を有する者以外による端末の操作を行わせないこと。
- e. 端末を第三者に貸与・譲渡または担保差し入れしないこと。
- f. パスワード等を厳格に管理し、定期的なこれを更新すること。
- g. お客様の番号やパスワード等を端末に保存しないこと。
- h. 当金庫が指定した正規の手順以外で電子証明書の利用を行わないこと。
- i. 振込・振替依頼の受付結果等当金庫がご契約先の登録アドレスにあてて送信した電子メールを受信し、その内容を確認すること。
- j. 本サービスにおいて登録したアドレスが変更となった場合は変更登録を行い、当金庫が送信する電子メールが迷惑メール等として不着とならないよう必要な措置を講ずること。
- k. 端末の改造（システムファイルの改変等、いわゆるルート化を含む）等を行わないこと。

(2) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。

(b) 第17条 規定の変更等を下線のとおり変更します。

第17条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ当金庫所定の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

B. ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

第12条 規定の変更等を下線のとおり変更します。

第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ当金庫所定の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません

以上